



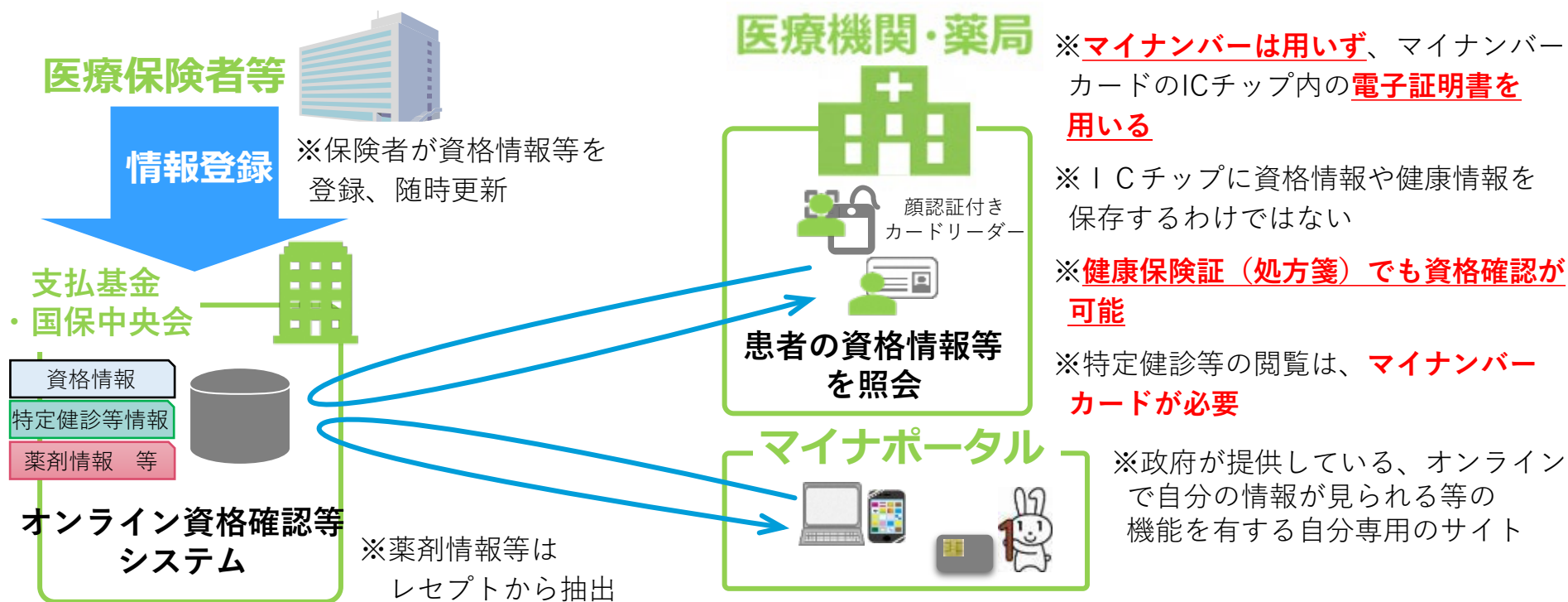
ORCA: Online Receipt Computer Advantage

オンライン資格確認と ORCAプロジェクトの今後について

2022年10月22日
日本医師会ORCA管理機構
上野智明

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できるようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による事務コストが削減。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境に。
（マイナポータルでの閲覧も可能）



情報化の「基盤」としてのオンライン資格確認

○ これまでの課題に対応

① 全国の医療機関・薬局が安全かつ常時接続

+ レセプトという統一様式での情報提供、新たな入力不要

② 医療情報を個人ごとに把握、本人の情報を確実に提供することが可能

- ・ 個人単位化された被保険者番号
- ・ マイナンバーカード（≠マイナンバー）による本人確認

③ 患者／利用者の同意を確実にかつ電子的に得ることが可能

⇒ データヘルスの基盤

分散していた様々な情報について、
利活用を進めやすくする基盤になります

「顔認証付きカードリーダー」とは？

- 医療機関・薬局の窓口にご設置していただきます
- マイナンバーカードの「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」を照合して本人確認をします ※ **顔写真はシステムに保存されません**



富士通Japan株式会社



パナソニック コネクト
株式会社



株式会社アルメックス



キャノンマーケティング
ジャパン株式会社



アトラス情報サービス
株式会社



顔認証で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診等情報閲覧に係る
同意ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



健康保険証利用の申込（初回登録）が
できます

顔認証付きカードリーダーの使い方の流れ

- 本人確認を行うとともに、医療機関・薬局が健診情報等を確認することについて同意を得ることができます

来院

- ① マイナンバーカードを置く
(患者が自ら置く)



本人確認

- ② 本人確認方法を選択

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

- ③ 顔の撮影
(又は暗証番号)

顔を枠内に入れてください。



同意取得

- ④ 情報提供の同意

過去の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

完了

- ⑤ 資格確認等が完了

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方はこちら

災害時において薬剤情報・特定健診等情報が確認できます

通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、**マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができます。**

(災害時)

- ・ 薬を家に置いて避難してきた・・・
- ・ 避難所で持ってきた薬を飲みきってしまった・・・
- ・ かかりつけ医以外のところで受診することに・・・

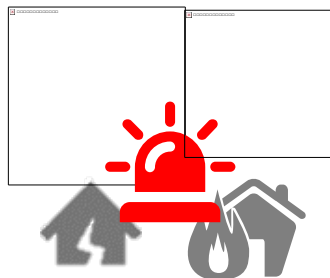
実際に実施しています

- ・ 令和4年福島沖を震源とする地震（宮城県、福島県）
- ・ 令和4年7月14日に発生した宮城県における大雨（宮城県大崎市 等）
- ・ 令和4年8月3日から大雨による災害（山形県米沢市 等）

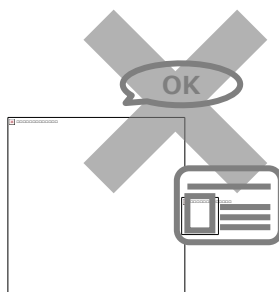


**薬剤情報等の閲覧により、
よりよい医療を提供できる**

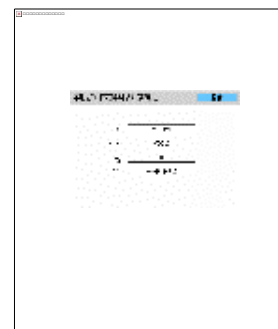
災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて薬局の範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする



資格確認端末で照会



氏名	性別	生年月日	住所	薬剤情報
山田 太郎	男	1980-01-01	東京都千代田区	...
山田 花子	女	1985-03-15	東京都千代田区	...
山田 次郎	男	1990-05-20	東京都千代田区	...

通常時と同様の画面が閲覧可能

オンライン資格確認の導入状況等

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2022/9/4時点)

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

160,716施設 **(70.0%)** / 229,758施設

※義務化対象施設に対する割合：**75.5%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	86.0%	86.3%
内科診療所	60.9%	65.6%
歯科診療所	64.0%	72.6%
薬局	87.9%	91.0%

参考：全施設数

病院	8,191
内科診療所	89,640
歯科診療所	70,615
薬局	61,312

2. 準備完了施設数 (カードリーダー申込数の内数)

76,561施設 **(33.3%)** / 229,758施設

※義務化対象施設に対する割合：**36.0%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	50.3%	50.5%
内科診療所	23.6%	25.4%
歯科診療所	24.5%	27.8%
薬局	55.5%	57.4%

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

64,965施設 **(28.3%)** / 229,758施設

※義務化対象施設に対する割合：**30.5%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	44.7%	44.9%
内科診療所	19.1%	20.6%
歯科診療所	20.0%	22.7%
薬局	49.0%	50.7%

注) 義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計 (212,771施設)
(紙媒体による請求を行っている施設を除く)

【参考：健康保険証の利用の登録】

20,031,325件 カード交付枚数に対する割合 **33.5%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数：約6,459万枚 (人口比 51.3%)
交付実施済数：約5,982万枚 (人口比 47.5%)

都道府県別の運用開始状況（施設類型別・9月4日時点）

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
①	岩手(75.0%)	宮崎(30.9%)	宮崎(51.5%)	岩手(65.2%)
②	山形(67.2%)	富山(30.1%)	鳥取(47.4%)	岡山(62.9%)
③	滋賀(63.8%)	鹿児島(29.4%)	富山(35.0%)	富山(61.7%)
④	鳥取(60.5%)	長野(28.5%)	岩手(33.0%)	秋田(60.0%)
⑤	富山(59.4%)	高知(28.1%)	福井(32.3%)	青森(59.7%)
				
④3	福岡(36.9%)	東京(15.3%)	大阪(16.4%)	大分(35.7%)
④4	千葉(36.8%)	京都(15.0%)	群馬(16.3%)	佐賀(35.5%)
④5	大阪(34.2%)	徳島(14.7%)	神奈川(16.1%)	長野(35.4%)
④6	東京(34.0%)	奈良(14.6%)	徳島(15.8%)	長崎(32.4%)
④7	茨城(28.2%)	島根(12.7%)	東京(13.7%)	徳島(29.2%)
合計	44.7%	19.1%	20.0%	49.0%

(参考) 市区町村別の運用開始状況一覧 (7月31日時点)

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1081	山口県	山陽小野田市	66.2%	30.9%
1082	山口県	大島郡	63.2%	28.3%
1083	山口県	玖珂郡	100.0%	83.3%
1084	山口県	熊毛郡	60.8%	29.7%
1085	山口県	阿武郡	100.0%	50.0%
1086	徳島県	徳島市	63.0%	17.4%
1087	徳島県	鳴門市	61.5%	16.5%
1088	徳島県	小松島市	57.7%	11.5%
1089	徳島県	阿南市	56.4%	11.1%
1090	徳島県	吉野川市	60.5%	18.6%
1091	徳島県	阿波市	51.9%	23.1%
1092	徳島県	美馬市	55.2%	20.7%
1093	徳島県	三好市	55.8%	25.0%
1094	徳島県	勝浦郡	50.0%	25.0%
1095	徳島県	名東郡	0.0%	0.0%
1096	徳島県	名西郡	66.1%	22.0%
1097	徳島県	那賀郡	72.2%	33.3%
1098	徳島県	板野郡	51.4%	20.7%
1099	徳島県	美馬郡	46.2%	15.4%
1100	徳島県	三好郡	54.5%	22.7%
1101	香川県	高松市	64.5%	25.3%
1102	香川県	丸亀市	74.4%	28.1%
1103	香川県	坂出市	73.5%	31.9%
1104	香川県	善通寺市	74.1%	24.1%
1105	香川県	観音寺市	74.8%	34.6%
1106	香川県	さぬき市	75.0%	36.3%
1107	香川県	東かがわ市	67.3%	40.4%
1108	香川県	三豊市	71.3%	34.5%
1109	香川県	小豆郡	52.8%	22.2%
1110	香川県	木田郡	78.6%	31.0%
1111	香川県	香川郡	66.7%	33.3%
1112	香川県	綾歌郡	76.1%	35.2%
1113	香川県	仲多度郡	64.4%	25.3%
1114	愛媛県	松山市	67.9%	31.6%
1115	愛媛県	今治市	65.1%	28.9%
1116	愛媛県	宇和島市	60.1%	25.2%
1117	愛媛県	八幡浜市	54.7%	24.4%
1118	愛媛県	新居浜市	64.0%	34.4%
1119	愛媛県	西条市	61.9%	25.6%
1120	愛媛県	大洲市	61.9%	26.8%

1121	愛媛県	伊予市	53.1%	22.4%
1122	愛媛県	四国中央市	57.8%	36.7%
1123	愛媛県	西予市	55.4%	25.7%
1124	愛媛県	東温市	75.4%	38.5%
1125	愛媛県	越智郡	50.0%	12.5%
1126	愛媛県	上浮穴郡	36.8%	21.1%
1127	愛媛県	伊予郡	62.5%	25.0%
1128	愛媛県	喜多郡	66.7%	12.5%
1129	愛媛県	西宇和郡	60.0%	40.0%
1130	愛媛県	北宇和郡	69.2%	42.3%
1131	愛媛県	南宇和郡	57.1%	31.4%
1132	高知県	高知市	67.2%	31.8%
1133	高知県	室戸市	42.1%	5.3%
1134	高知県	安芸市	59.0%	25.6%
1135	高知県	南国市	70.7%	34.7%
1136	高知県	土佐市	65.9%	31.7%
1137	高知県	須崎市	71.1%	23.7%
1138	高知県	宿毛市	55.0%	30.0%
1139	高知県	土佐清水市	66.7%	13.3%
1140	高知県	四万十市	57.7%	21.1%
1141	高知県	香南市	57.1%	23.8%
1142	高知県	香美市	56.5%	30.4%
1143	高知県	長岡郡	60.0%	20.0%
1144	高知県	土佐郡	71.4%	14.3%
1145	高知県	吾川郡	51.0%	27.5%
1146	高知県	高岡郡	62.0%	27.8%
1147	高知県	幡多郡	22.7%	9.1%
1148	福岡県	北九州市門司区	70.4%	33.8%
1149	福岡県	北九州市若松区	57.7%	24.0%
1150	福岡県	北九州市戸畑区	65.5%	29.5%
1151	福岡県	北九州市小倉北区	58.8%	23.1%
1152	福岡県	北九州市小倉南区	62.9%	25.6%
1153	福岡県	北九州市八幡東区	59.1%	25.6%
1154	福岡県	北九州市八幡西区	60.6%	23.3%
1155	福岡県	福岡市東区	60.7%	26.3%
1156	福岡県	福岡市博多区	55.7%	26.1%
1157	福岡県	福岡市中央区	58.5%	22.8%
1158	福岡県	福岡市南区	59.5%	25.5%
1159	福岡県	福岡市西区	65.3%	27.0%
1160	福岡県	福岡市城南区	70.0%	27.6%

1161	福岡県	福岡市早良区	66.3%	27.2%
1162	福岡県	大牟田市	62.7%	26.5%
1163	福岡県	久留米市	62.3%	28.3%
1164	福岡県	直方市	57.9%	21.1%
1165	福岡県	飯塚市	59.5%	17.5%
1166	福岡県	田川市	61.3%	19.4%
1167	福岡県	柳川市	56.3%	25.8%
1168	福岡県	八女市	50.0%	18.5%
1169	福岡県	筑後市	76.4%	29.1%
1170	福岡県	大川市	54.0%	19.0%
1171	福岡県	行橋市	69.5%	29.9%
1172	福岡県	豊前市	54.2%	22.0%
1173	福岡県	中間市	63.2%	30.3%
1174	福岡県	小郡市	65.3%	29.8%
1175	福岡県	筑紫野市	63.7%	32.6%
1176	福岡県	春日市	63.6%	27.7%
1177	福岡県	大野城市	67.8%	31.1%
1178	福岡県	宗像市	60.2%	29.8%
1179	福岡県	太宰府市	65.8%	36.0%
1180	福岡県	古賀市	72.9%	29.9%
1181	福岡県	福津市	63.4%	31.3%
1182	福岡県	うきは市	61.5%	21.5%
1183	福岡県	宮若市	65.2%	21.7%
1184	福岡県	嘉麻市	44.8%	15.5%
1185	福岡県	朝倉市	76.9%	28.9%
1186	福岡県	みやま市	73.3%	26.7%
1187	福岡県	糸島市	64.4%	23.9%
1188	福岡県	那珂川市	49.4%	19.8%
1189	福岡県	糟屋郡	72.8%	33.1%
1190	福岡県	遠賀郡	61.5%	25.7%
1191	福岡県	鞍手郡	62.5%	18.8%
1192	福岡県	嘉穂郡	64.3%	35.7%
1193	福岡県	朝倉郡	62.2%	27.0%
1194	福岡県	三井郡	60.5%	18.6%
1195	福岡県	八女郡	68.4%	26.3%
1196	福岡県	田川郡	56.1%	22.4%
1197	福岡県	京都郡	59.5%	20.3%
1198	福岡県	築上郡	63.2%	17.5%
1199	佐賀県	佐賀市	71.1%	25.2%
1200	佐賀県	唐津市	67.9%	29.2%

オンライン資格確認の導入の原則義務化について

中医協において答申・公表された内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、
8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、以下の内容が答申・公表されました。

①オンライン資格確認の導入を原則義務化（療養担当規則等（省令）の改正。令和5年4月施行）

- ※ 例外：「現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」（全体の約4%）
（電子請求の義務化時点で65歳以上＊・手書き請求）＊現在75歳以上程度の医師

②医療機関・薬局向け補助の拡充

- ※ 診療所等に対する定額補助の実施及び病院に対する補助上限の引き上げ

③診療報酬上の加算の取扱いの見直し（令和4年10月から施行）

- ※ 今般の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の義務化を踏まえ、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する新たな仕組みに改める。
- ※ マイナ保険証利用時には、利用しない場合よりも、患者負担が小さくなる仕組みとする。

療養担当規則の変更

(号外第 191 号) 3 令和 4 年 9 月 5 日 月曜日 官 報 (号外第 191 号)

第一 保険医療機関及び保険医療療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令
(保険医療機関及び保険医療療養担当規則の一部改正)
第一条 保険医療機関及び保険医療療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(受給資格の確認等)

第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

(削る)

2

患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。」又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。

4

保険医療機関(前項の規定の適用を受けるものを除く。)は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

(被保険者証の返還)

第四条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

(読替規定)

第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三条第一項	健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認	健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。)第二条第十二項に規定する電子資格確認

(略)	(略)	第二号	(略)
第三条第二項	法第三条第十三項に規定する電子資格確認	法第三条第十三項に規定する電子資格確認	法第二条第十二項に規定する電子資格確認

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(新設)	一 健康保険 子資格確認 二 患者の提出
(新設)	第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。
(新設)	患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。」又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。
(新設)	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。
(新設)	保険医療機関(前項の規定の適用を受けるものを除く。)は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。
(被保険者証の返還)	第四条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。
(読替規定)	第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
(略)	第三条第一項

(新設)	第三条第二項
(略)	法第三条第十三項に規定する電子資格確認

療養担当規則違反は保険医療機関の指定取消事由になり得る！？

【中医協答申附帯意見】

1 関係者それぞれが令和5年4月からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に向けて取組を加速させること。その上で、令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと。

【8月10日の中医協における質疑①】

（日医委員の質問）

令和5年4月1日にオンライン資格確認に対応できていない場合、即、療担規則違反となって保険医療機関の指定取り消しとなってしまうのか。

（厚生労働省の回答）

療担規則は、保険医療機関等の責務を規定するものであり、遵守されていない場合には、まずは、地方厚生局による懇切丁寧な指導などが行われることとなるが、具体的には個別事案ごとに適宜判断することとなる。

(参考) レセプトの請求状況

○ 診療報酬の請求については、電子請求（オンラインでの請求又は光ディスクでの請求）が義務付けられているが、

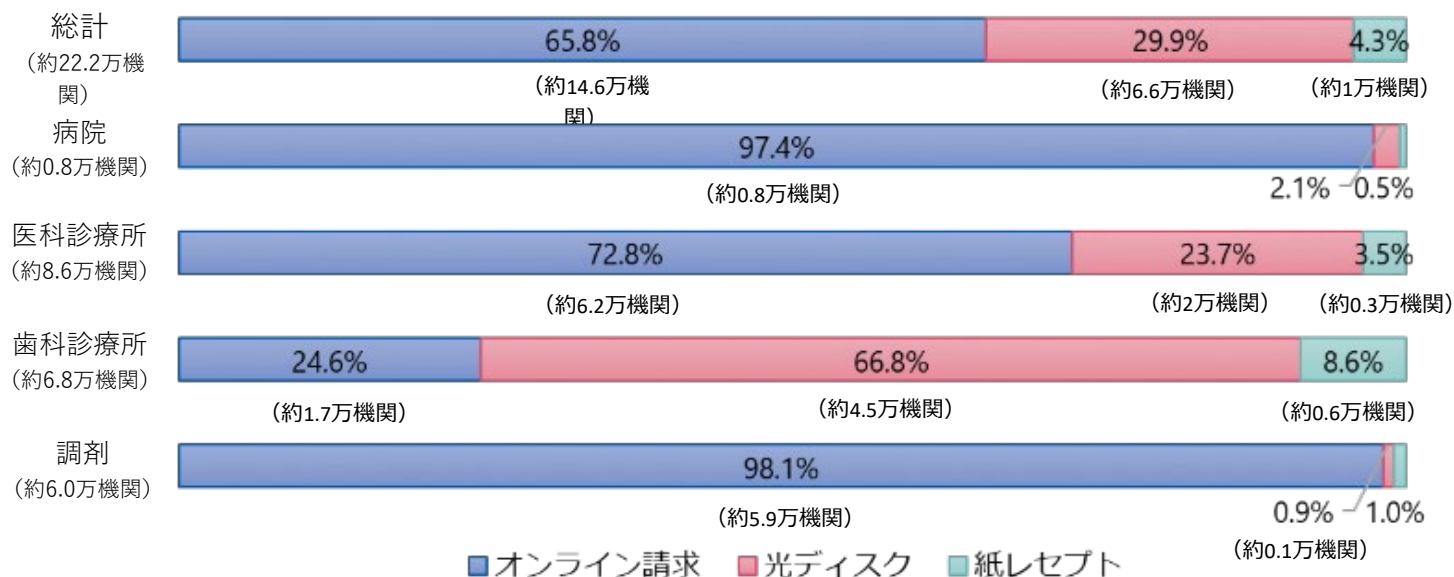
① 手書きでレセプトを作成している医療機関・薬局や

② 電子請求の義務化時点で65歳以上の医師等※の医療機関・薬局 ※現時点で75歳以上程度

については、当該義務の例外として紙レセプトでの請求が認められている。

⇒現在、全医療機関・薬局のうち約66%はオンラインでの請求、約30%は光ディスクでの請求、約4%は紙での請求。

【レセプトの請求状況】



※四捨五入等の関係上、合計が不一致の場合がある。施設数はレセプト請求機関ベース、令和4年3月時点。

中医協において答申・公表された内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、
8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、以下の内容が答申・公表されました。

①オンライン資格確認の導入を原則義務化（療養担当規則等（省令）の改正。令和5年4月施行）

- ※ 例外：「現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」（全体の約4%）
（電子請求の義務化時点で65歳以上＊・手書き請求）＊現在75歳以上程度の医師

②医療機関・薬局向け補助の拡充

- ※ 診療所等に対する定額補助の実施及び病院に対する補助上限の引き上げ

③診療報酬上の加算の取扱いの見直し（令和4年10月から施行）

- ※ 今般の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の義務化を踏まえ、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する新たな仕組みに改める。
- ※ マイナ保険証利用時には、利用しない場合よりも、患者負担が小さくなる仕組みとする。

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関・薬局に無償提供（病院3台まで、診療所等1台）
- それ以外の費用は、補助を拡充※1（病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施）

※1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局を対象（上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。）（従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要）

	顔認証付き カードリーダー の申込時期	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付きカードリーダー 提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用 の補助内容	①令和3年4月 ～令和4年 6月6日	1台導入する場合 105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 95.1万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に、その1/2を 補助	32.1万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円を上 限に、その3/4を補助
	②令和4年 6月7日～	210.1万円 を 上限に補助 ※事業額の420.2万円を 上限に、その1/2を補助	200.2万円 を 上限に補助 ※事業額の400.4万円を 上限に、その1/2を補助	190.3万円 を 上限に補助 ※事業額の380.6万円を 上限に、その1/2を補助	同上	基準とする事業額 42.9万円を上限に 実費補助

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施

※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する（補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする）。

※ 補助の見直しについて。病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）。診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。

新たな補助金（要約）

- 令和4年4月1日から6月6日までに申込みをした医院
 - 令和5年1月末までに運用開始
 - 補助金交付済の施設を除く
- ※ 別途の補助（差額）を受けることができる（10割補助になる）

- 令和4年6月7日から12月末日までに申込みをした医院
 - 令和5年2月末までにシステム事業者との契約締結!!
 - 令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要

②令和4年 6月7日～	<u>210.1万円</u> を 上限に補助 ※事業額の <u>420.2万円</u> を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	<u>200.2万円</u> を 上限に補助 ※事業額の <u>400.4万円</u> を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	<u>190.3万円</u> を 上限に補助 ※事業額の <u>380.6万円</u> を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	同上	基準とする事業額 42.9万円を上限に <u>実費補助</u>
----------------	--	--	--	----	---------------------------------------

申請方法

• オンライン申請

- 顔認証付きカードリーダーをポータルサイト経由（オンライン）で申込した場合は、**原則ポータルサイトから**の申請します。
- オンラインで申請は出来るが、証拠書類を電子化出来ない場合
 - オンラインで郵送提出を選択し、証拠書類を郵送する。この場合、申請書は不要です。

• 郵送申請

- 申請書と証拠書類を郵送します。

現在、新たな補助金制度に対応する、申請様式・申請フォーム等整備中と聞いています。

ポータルサイトやONSサイト等で案内されるまで待った方がいいかも・・・

補助金申請にあたって

• 必要な書類（証拠書類）

- 申請書（オンライン申請の場合は不要）
- 領収書（写）
 - 導入事業所毎（回線事業者・システム事業者等）
- 領収書内訳書（写）
 - 導入事業所毎（回線事業者・システム事業者等）
- オンライン資格確認等事業完了報告書
- 「領収書内訳書」「オンライン資格確認等事業完了報告書」の様式や記入方法のダウンロード先
 - <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-2.html>

※ 「領収書」「領収書内訳書」「オンライン資格確認等事業確認報告書」を電子化出来ない場合には、申請のみWebで行い、書類のみ郵送と言うことも可能です。

オン資 問い合わせ先

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先
オンライン資格確認等コールセンター:

0800-0804583 (通話無料)

月曜日～金曜日8:00～18:00

土曜日8:00～16:00(いずれも祝日を除く)

中医協において答申・公表された内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、
8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、以下の内容が答申・公表されました。

①オンライン資格確認の導入を原則義務化（療養担当規則等（省令）の改正。令和5年4月施行）

- ※ 例外：「現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」（全体の約4%）
（電子請求の義務化時点で65歳以上＊・手書き請求）＊現在75歳以上程度の医師

②医療機関・薬局向け補助の拡充

- ※ 診療所等に対する定額補助の実施及び病院に対する補助上限の引き上げ

③診療報酬上の加算の取扱いの見直し（令和4年10月から施行）

- ※ 今般の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の義務化を踏まえ、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する新たな仕組みに改める。
- ※ マイナ保険証利用時には、利用しない場合よりも、患者負担が小さくなる仕組みとする。

医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

○ 電子的保健医療情報活用加算

【医科・歯科】 マイナ保険証を利用する場合 7点（初診） 4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）
 【調剤】 マイナ保険証を利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）

廃止

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

（新）医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**
 ※調剤は、1 **3点（6月に1回）**、2 **1点（6月に1回）**

医療機関・薬局に求められること

【施設基準】

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

診療情報を取得・活用する効果（例）

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。
- ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。

問診票の標準的項目を新たに定める（イメージ）

問診票（初診時）

- 今日の症状
- 他の医療機関の受診歴
- 過去の病気
- 処方されている薬
- 特定健診の受診歴
- アレルギーの有無
- 妊娠・授乳の有無
- ……

※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

R4年9月時点で
オン資により
確認可能

薬局

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。
- ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって
 正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、
 更なる医療の質の向上を実現

10月からの点数（要約）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（4点）

- ・健康保険証で受診した場合
- ・マイナンバーカードで受診するも、情報閲覧に同意しなかった場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（2点）

- ・マイナンバーカードで受診し情報閲覧に同意した場合

※ オン資非対応保険で受診した場合は、算定できない

※ 「顔認証付きICカードリーダー」で各種同意取得画面を非表示にできる端末があるので注意

中医協において答申・公表された内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、
8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、以下の内容が答申・公表されました。

①オンライン資格確認の導入を原則義務化（療養担当規則等（省令）の改正。令和5年4月施行）

- ※ 例外：「現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」（全体の約4%）
（電子請求の義務化時点で65歳以上＊・手書き請求）＊現在75歳以上程度の医師

②医療機関・薬局向け補助の拡充

- ※ 診療所等に対する定額補助の実施及び病院に対する補助上限の引き上げ

③診療報酬上の加算の取扱いの見直し（令和4年10月から施行）

- ※ 今般の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の義務化を踏まえ、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する新たな仕組みに改める。
- ※ マイナ保険証利用時には、利用しない場合よりも、患者負担が小さくなる仕組みとする。

答申書の附帯意見について

令和4年8月10日

中央社会保険医療協議会 総会 第527回

- 1 関係者それぞれが令和5年4月からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に向けて取組を加速させること。その上で、令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと。
- 2 今回新設された医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関し、その評価の在り方について、算定状況や導入状況も踏まえつつ、患者・国民の声をよく聴き、取得した医療情報の活用による医療の質の向上の状況について調査・検証を行うとともに、課題が把握された場合には速やかに対応を検討すること。
- 3 オンライン資格確認を医療DXの基盤として、今後、患者の同意の下でいかすことができる患者の健康・医療情報が拡大し、さらに安心・安全でより良い医療が受けられる環境が整備されていくということが、患者・国民に広く浸透するよう、関係者が連携して周知を図っていくこと。

政府 再来年秋 健康保険証を廃止 マイナカード一体化発表

加藤厚生労働相「理解得られるよう丁寧に取り組んでいく」

マイナカードを保険証に 登録すると何ができる？

河野デジタル相

マイナンバーカードは いわばパスポートのような役割を果たすことになる

このあと、河野デジタル大臣が記者会見を開き「デジタル社会を新しく作っていくための、マイナンバーカードはいわばパスポートのような役割を果たすことになる」と述べ、2024年の秋に現在使われている健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一体化した形に切り替えると発表しました。

政府は、廃止の時期が来てもマイナンバーカードを取得しない人などに対しては、働きかけを進めていくと同時に、何らかの対応を検討していくとしています。

一方、河野大臣は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化の時期について、当初予定していた2024年度末から前倒しする方針も示しました。



加藤厚生労働大臣は、記者会見で「システム改修などの対応に必要な予算は経済対策に盛り込んでいく。岸田総理大臣からは国民や医療関係者から理解が得られるよう丁寧に取り組んでいく必要があると指示があった。医療関係者や関係省庁などと連携して取り組みを進めていきたい」と述べました。

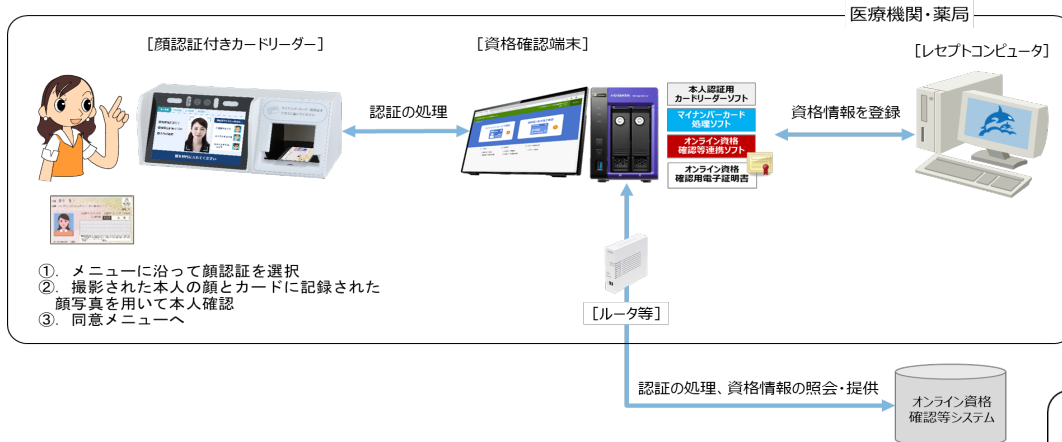
また、切り替えまでにマイナンバーカードを取得できなかった人への対応について「保険料を納めている方々は保険診療を受ける当然の権利を持っている。そのうえで、いろいろな事情で手元にカードを持っていない人が必要な保険診療を受ける際に、どういう手続きをしていくのか、今後しっかりと検討していきたい」と述べました。

必要な機材

オンライン資格確認の導入

オンライン資格確認の3つのパターン

1. 顔認証付きカードリーダーとマイナンバーカードで資格確認を行う場合

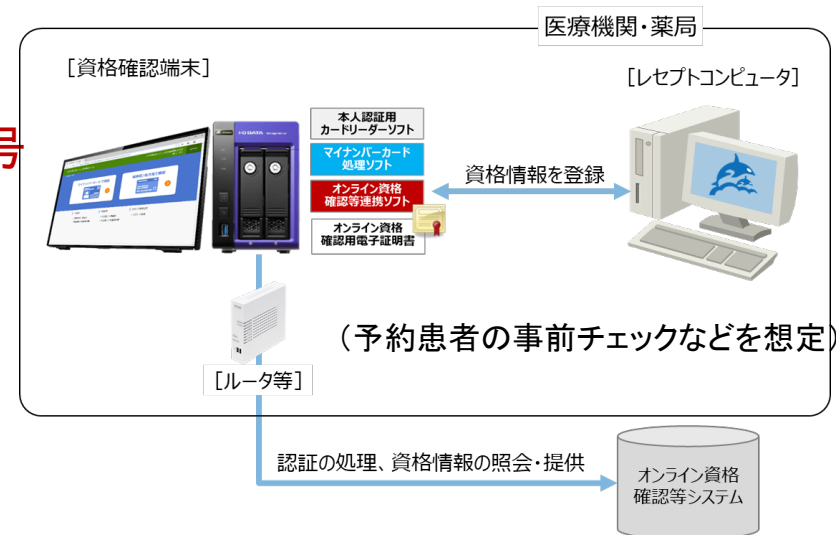


○顔認証付きカードリーダーとマイナンバーカードで資格確認を行うと、**最新の保険情報**が取得出来る。

・患者の同意があれば、**特定健診・薬剤情報**も取得出来る。

2. 「レセコン等に登録された被保険者証の被保険者番号・記号・番号等」を用いて行う場合

3. 資格確認端末から「オンライン資格確認システム」にログインして、保険証の「被保険者番号・記号・番号等」を手入力して行う場合



○被保険者証の被保険者番号，記号，番号等を用いて資格確認を行うと**保険資格の有効性**が取得出来る

オンライン資格確認システム

マイナンバーカード 顔認証

日本医師会によるオンライン資格確認システム

保険者番号: 06140248
記号: 10
番号: 001

生年月日: 西暦 1990 年 01 月 01 日

資格確認日: 2021/02/18

検索ボタン

オンライン資格確認システム

マイナンバーカード 顔認証

日本医師会によるオンライン資格確認システム

この資格は有効です。

保険者番号: 06140248
記号: 10
番号: 001

生年月日: 平成24年4月1日

資格確認日: 平成24年4月1日

検索ボタン

必要な機材

構 成	規 格	参 考	備 考
顔認証リーダー			
通信回線	IP-VPN	フレッツ・v6オプションの申し込みが必要	
	IPSec/IKE	回線は選ばない	
ネットワーク機材	ルーター・HUB LANケーブル等		
オンライン資格確認端末 (PC) & オン資連携ソフト (支払基金より無償提供)			
オン資対応プログラム	資格確認プログラム		
	特定健診・医療情報 薬剤情報等		

必要なもの

• 回線

- ネットワーク回線は、オンライン請求回線を使用
- 毎月のランニング費用

• 顔認証付き IC カードリーダー

- 支払基金から 1 台（病院は 3 台まで）支給
- 2 台目以降は、補助金対象で購入

• 資格確認端末

- ちょっと特殊なパソコン（OS の更新は支払基金が行う）

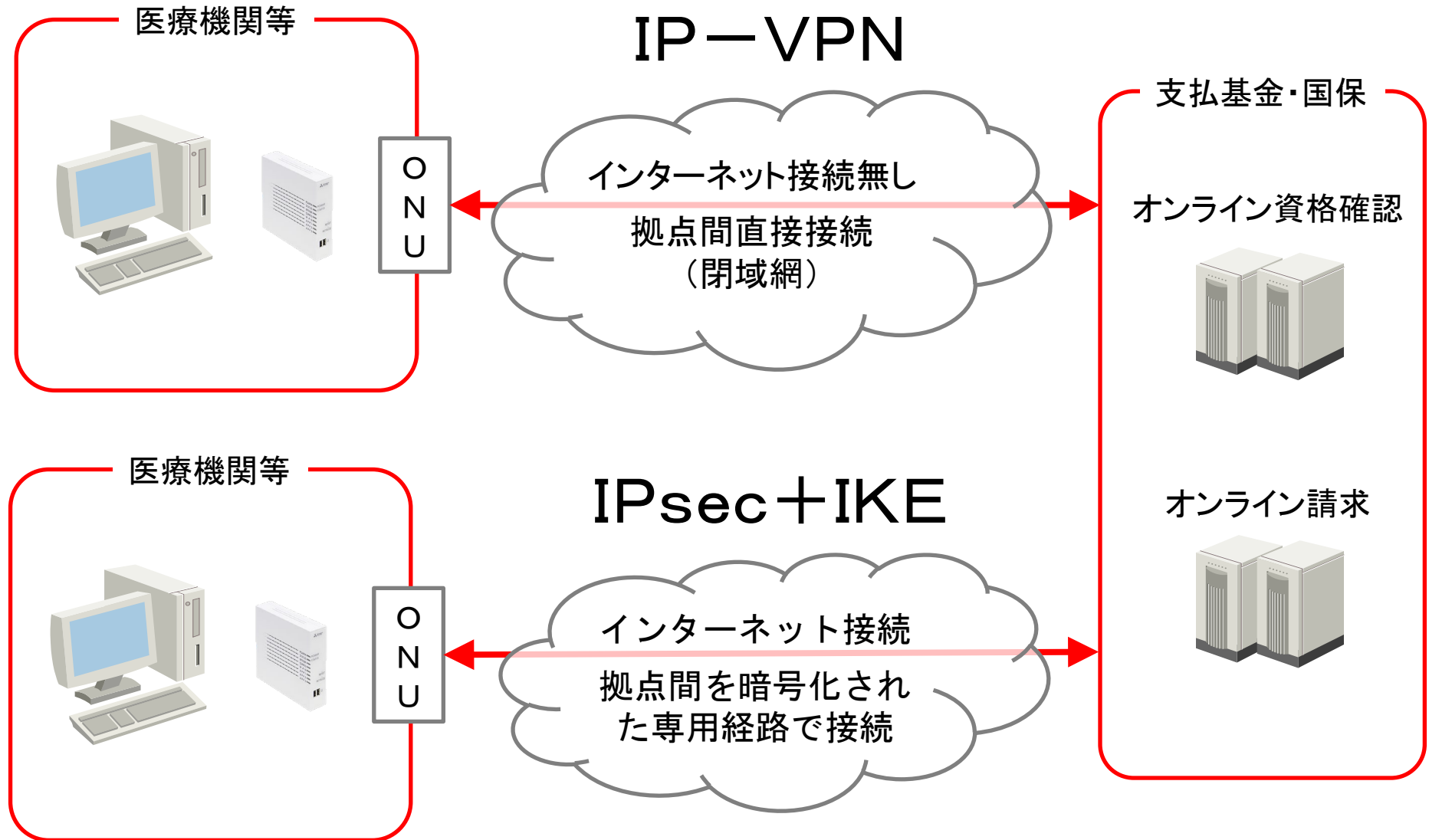
• レセコン・電子カルテの対応プログラム

• システム導入に関するメンテナンス費用

メーカーが責任を持つ
パターンもある
（資格確認端末不要）

※責任分解点が変わる

回線と接続方式



■ I P - V P N 接続可能回線 (I P - V P N 接続方式)

○ : 接続可能 × : 接続不可 — : サービス提供外

No.	事業者名	回線種別	サービス名	オンライン請求				(参考) オンライン資格確認 接続可能回線 医療機関・薬局		備考	問合せ先
				保険者		医療機関・薬局・事務代行者					
				東日本エリア	西日本エリア	東日本エリア	西日本エリア	東日本エリア	西日本エリア		
1	N T T 東日本・西日本	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ ファミリー・ハイスピードタイプ マンションタイプ マンション・ハイスピードタイプ	○	○	○	○	○	【回線についてのお問合せ】 N T T 東日本 オンライン請求用回線受付窓口 0 1 2 0 - 0 8 7 - 0 3 3 9:00～17:00(平日のみ) 注:西日本エリアについてもお問合せください。		
2			ファミリー・ギガラインタイプ マンション・ギガラインタイプ		-		-			-	
3			ギガファミリー・スマートタイプ ギガマンション・スマートタイプ ※1				-			-	
4			ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集 マンション・スーパーハイスピードタイプ集	-	○	-	○ ※3	-		○	
5			ビジネスタイプ	× ※2	-	○ ※3	-	○		-	
6			プライオ1 0 プライオ1 ※4	○		○	-			-	
7		フレッツ 光クロス	-	× ※2	× ※2	○ ※3	○ ※3	○	○	【回線以外についてのお問合せ】 ネットワークサポートデスク 0 1 2 0 - 2 2 0 - 5 7 1 1日～4日、11日～月末・・・9:00～17:00 休日(土曜、日曜及び祝日)除く 5日～7日……………8:00～21:00 休日(土曜、日曜及び祝日)含む 8日～10日……………8:00～24:00 休日(土曜、日曜及び祝日)含む 注：年末年始(12/29～1/3)を除く	
8		フレッツ 光ライト ※5	ファミリータイプ マンションタイプ	× ※2	× ※2	○ ※3	○ ※3	○	○		
9		フレッツ 光ライトプラス ※5	-		-		-		-		
10		フレッツ・A D S L ※6	モアⅢ (4 7 Mタイプ) モアⅡ (4 0 Mタイプ) モア (1 2 Mタイプ) 8 Mタイプ 1. 5 Mタイプ	○	-	○	-	× ※2			
11			エントリー (1 Mタイプ)		○		○				
12			ビジネスタイプ		-		-				
13			モアスペシャル (4 4 ～4 7 Mタイプ) モア4 0 (4 0 Mタイプ) モア2 4 (2 4 Mタイプ)		-		○				-
14			ビジネスコムファプロ ビジネスコムファライト	-	(○) 中部地区のみ ※7	-	(○) 中部地区のみ ※7				-
15	中部テレコミュニケーション株式会社 (C T C)	ビジネスコムファ光	ビジネスコムファプロ ビジネスコムファライト	-	(○) 中部地区のみ ※7	-	(○) 中部地区のみ ※7	-	(○) 中部地区のみ ※7	「B B I Q レセプト オンライン接続サービス」のご利用が別途必要です。	Q T N e t お客さまセンター 9:00～20:00 0 1 2 0 - 8 6 3 - 7 2 7
16	株式会社Q T n e t	B B I Q	ホームタイプ マンションタイプ オフィスタイプ プラスタイプ	-	(○) 九州地区のみ	-	(○) 九州地区のみ	-	(○) 九州地区のみ		
17	光コラボレーション事業者等	光コラボレーション事業者が提供するサービスの場合は、上記の「○」に準じていれば利用可能となりますので、サービスの詳細については各事業者へお問合せ願います。 ※西日本エリアの光コラボレーション事業者が提供するサービスにおいて、フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集及びマンション・スーパーハイスピードタイプ集・フレッツ 光クロス・フレッツ 光ライト・フレッツ 光ライトプラスについてはIPv6による接続となります。すでに他の回線でオンライン請求を利用しており回線のタイプが変更となる場合、変更届および設定変更が必要となりますのでご注意ください。 なお、コラボレーション事業者は、以下のホームページにてご確認頂くことが可能です。 東日本エリア https://flets.com/collabo/list/ 西日本エリア https://flets-w.com/collabo/list/index.php									

- ※1 「無線LANセキュリティ設定手順書」による設定を必ず行い、利用者の責任において利用願います。
- ※2 インターネット接続方式で接続可能な場合がありますので、詳しくは、I P s e c + I K E サービス提供事業者へお問合せください。
- ※3 IPv6による接続となります。すでに他の回線でオンライン請求(IPv4)を利用しており回線のタイプを変更する場合、変更届および設定変更が必要となりますのでご注意ください。
- ※4 帯域優先は利用できません。フレッツ・VPN プライオのアクセス回線としても利用する場合、接続構成にご注意ください。
- ※5 フレッツ 光ライト・フレッツ 光ライトプラスは従量制の料金体系です。
- ※6 フレッツADSLは2023年1月31日サービス終了予定です。(フレッツ光提供エリアに限る)
- ※7 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県(富士川以西)、長野県

I P s e c + I K Eサービス提供事業者 (インターネット接続方式)

■ I P s e c + I K Eサービス提供事業者 (インターネット接続方式)

○：接続可能 ×：接続不可 —：サービス提供外

No.	事業者名	接続種別	サービス名	医療機関 薬局 事務代行者	保険者	問合せ先
1	株式会社NTTPC コミュニケーションズ	オンライン 請求	I P - M e m b e r s	○	○	I P - M e m b e r s サポートセンター 0570-033-081 (https://www.nttpc.co.jp/service/ip-members/) 注:オンライン請求、オンライン資格確認共通の窓口となります。
		オンライン 資格確認			—	
2	株式会社NTTデータ中国 ※9	オンライン 請求	@OnDemand接続サービス	○	×	オンライン資格確認推進事務局 082-567-4810 (https://www.healthcare-on-demand.jp/onshi/) 注:オンライン請求、オンライン資格確認共通の窓口となります。
		オンライン 資格確認			—	
3	富士通株式会社	オンライン 請求	F E N I C S メディカル・グループネットサービス	○	○	富士通コンタクトライン総合窓口 0120-933-200 (https://fenics.fujitsu.com/networkservice/medical/)
		オンライン 資格確認 および オンライン 請求	FENICS II コニバーサルコネクアドバンス メディカルVPN接続サービス		×	富士通コンタクトライン総合窓口 0120-933-200 (https://www.fujitsu.com/jp/services/infrastructure/network/mobile/universal-advance/medical-vpn/) ※よくあるご質問については以下をご覧ください。 https://www.fujitsu.com/jp/services/infrastructure/network/mobile/universal-advance/medical-vpn/faq/
4	三菱電機インフォメーション ネットワーク株式会社	オンライン 請求	セキュアネットワークサービス SecureMinderレセプト (旧セキュアネットワークサービス<レセプト>)	○	○	セキュアネットワークサービスヘルプデスク 0120-277-672(固定電話からの問合せ) 03-5750-7907(携帯・I P 電話からの問合せ) (https://www.mind.co.jp/service/security/digitalcert/secure.html)
		オンライン 資格確認	セキュアネットワークサービスSecureMinder オンライン資格確認		—	SecureMinderオンライン資格確認サービス問い合わせ窓口 snet-ons-eigyo.info@mind.co.jp https://www.mind.co.jp/service/security/digitalcert/secureminder_online.html

※9 株式会社NTTデータについては、2021年4月1日より株式会社NTTデータ中国へ移管しました。

導入費用について（例）

既設の回線を利用する場合の例

初期費用例※1

2022年9月1日より、機器物品の提供価格が下記に変更になります（〃の機器が対象）。記載の機器物品は組み合わせの一例です。機器の価格および工事費については、今後変更となる場合があります。レセコン・電子カルテや電子カルテシステム等の医療機関・薬局の既存システムの改修等の費用については、下記費用には含まれておりません。

項目	数量	提供価格
フレッツ光回線利用料（既設利用）※2、※3、※4	—	—
現場調査費 通常メニュー（9：00～17：00）	お客さまのご利用環境や現場調査実施時間帯によって、金額は29,150円～80,300円となります。	一式 29,150円
機器物品	オンライン資格確認ルーター	1台 67,100円 （メーカー希望小売価格182,050円）
	オンライン資格確認パソコン（ノート型）*	1台 165,000円 （メーカー希望小売価格271,480円）
	HUB	1台 4,950円 （メーカー希望小売価格5,940円）
	HDMIエミュレーター※5	1台 1,540円 （メーカー希望小売価格2,090円）
	LANケーブル（3m）	3本 2,046円
設置設定工事（9：00～17：00）	基本工事費（派遣費）	一式 6,600円
	基本工事費加算額	一式 3,850円
	オンライン資格確認ルーター	1台 9,350円
	オンライン資格確認パソコン（ノート型）	1台 26,070円
	顔認証付きカードリーダー	1台 3,850円
	HUB	1台 3,630円
	LAN配線（1配線+1既設配線利用+ケーブル接続）	一式 18,810円
保守サポート（オプション）※6	一式	初期費用不要
合計		341,946円
訪問時刻指定（9：00～16：00）（オプション）	一式	12,100円
合計（訪問時刻指定を含めた場合）		354,046円



← レセコン・電子カルテのオン資対応プログラムの価格および設定費用は含まれていない

日本医師会相談窓口

オンライン資格確認等システム導入に関する相談 ならびにシステム事業者の不適切対応事例の収集 導入期限までに間に合わない事例窓口

総合相談窓口

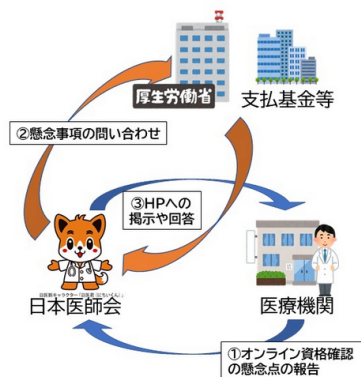
医療機関のみならずにおかれましては、ベンダーからの見積もり取得、医療機関への導入、機器を置いた
用などさまざまなタイミングで懸念や疑問等が発生するかと思います。

この度、日医ホームページ・メンバーズルーム内の受付フォームを、導入や運用全般に関する相談窓口
にいたしました。高額見積もり等の不適切対応事例以外に関しましては、オンライン資格確認に関するご相
談でしたら、お寄せいただければ幸いです。事例を収集し、厚生労働省と連携して、問題解決のための情報提
供の働きかけ等の支援を行ってまいります。

補助事業により届いた顔認証付きカードリーダーに関しては、機種の変更が必要と思われる場合や、期限
開始が困難と思われる場合は、早めにご相談ください。

下記専用フォームから情報をお寄せいただきたく、お願い申し上げます。

オンライン資格確認等システム導入に関する 相談事例の収集について



<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

システム事業者の不適切対応事例の収集窓口

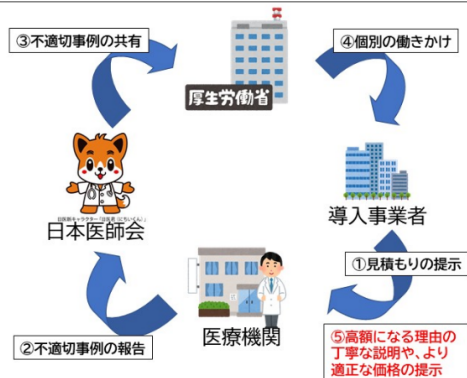
補助金額を大きく上回るような、納得のいかない見積もりが提示された場合には、下記不適切対応事例受付フォーム
から情報をお寄せいただきたく、お願い申し上げます。

先生方からの見積もりの情報が多ければ多いほど、全国的なコストの適正化に役立ちます。また、見積もりによ
って、導入する場合に必要な作業や機器などが明確になる効果もありますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げま
す。

下記専用フォームから情報をお寄せいただきたく、お願い申し上げます。

令和2年12月3日付日医都道府県医師会宛て発信文書

オンライン資格確認等システム導入に関する システム事業者の不適切対応事例の収集について



導入期限までに間に合わない事例の収集窓口

中医協答申の付帯意見にもあります通り、本システムの導入が義務化されたことを受けて導入を推進していると
ころですが、「地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこ
と。」としております。やむを得ない事情により導入が困難である事情などについてお聞かせください。

下記専用フォームから情報をお寄せいただきたく、お願い申し上げます。

相談窓口 問合せフォームはこちら

※フォームには、Microsoft社のFormsを利用しています。forms.office.comのページにリンクします。

見積の際の説明（ORCAベンダへの依頼）

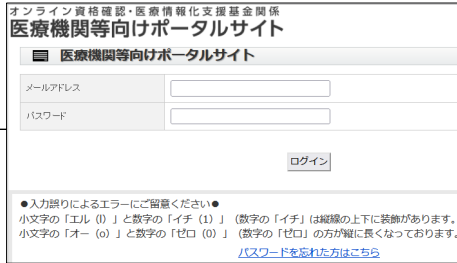
- 事業者としてオンライン資格確認導入作業に対応可能か（不可能な場合、対応可能な他の業者を紹介できるか）
- 推奨するカードリーダーの機種があるかどうか（特にない場合は、医療機関側の好みで機種を選定ください）
- 導入費用・保守費用の金額
- 事前も含め、必要な作業の内容（医療機関側、業者側）
- 運用開始までにかかる期間

見積の際には上記項目を丁寧に説明いただき、
トラブルの無きよう十分な説明をお願いいたします。

医療機関での準備と 利用登録

オンライン資格確認の導入

何をしなければならないか①

項 目		適 用		Webサイト	備 考
医療機関等 ポータル サイト	顔認証リーダー申込み				
	ポータルサイト登録	登録した メールアドレス			
		パスワード			
	オンライン資格確認 利用申請				
	共通証明書申込み				
	オンライン資格確認 利用開始				ダウンロード期限等メールで案内される
資格確認 端末 (PC)	オンライン資格確認 システム	ユーザID			
		パスワード			

郵送物

医療機関等向けポータルサイトのアカウント未登録の方



令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント登録のご案内を郵送しています。
郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。

顔認証付きカードリーダー未申し込みの方

顔認証付きカードリーダーは、義務化に向けて速やかにお申し込みください。

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらからアクセス▼

(このあと別途説明を行います) <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-6.html>



その後の手続きは、「準備作業の手引き」をご確認ください



医療機関等向けポータルサイト登録から、運用開始までに準備が必要なこと、システム業者と調整すべき内容、補助金申請について記載しています

オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/docs/34e903652475b4be1bcc34f1e2b8b74a.pdf>

医療機関等の住所、名称等

令和4年8月10日
厚生労働省
社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認 医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録のご案内について

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2022)」において、令和5年4月から保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入について原則として義務化する方針が示されました。導入作業が年度末に集中しますと、システム事業者が対応できない可能性がありますので、早期に導入準備を進めていただきますようお願いいたします。

導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きは、「医療機関等向けポータルサイト」から行っていただくことになるため、**アカウント登録など、以下の手順をお願いします。**

①「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録をお願いいたします。

下記の**仮メールアドレス・パスワード**でログインし、アカウント登録をお願いします。(登録方法は裏面参照)
なお、皆様の登録作業簡素化のため、支払基金で把握している内容(開設者名等)は登録済です。

< (医療機関名) における仮メールアドレス・パスワード >

仮メールアドレス	4XXXXXXXXX@01
仮パスワード	pa4XXXXXXXX0

※ 仮メールアドレス・パスワードは貴医療機関・薬局がログインするために支払基金が発行したものです。アカウント登録の際に、貴医療機関・薬局のメールアドレス、任意のパスワードに変更してください。

② アカウント登録と併せて、顔認証付きカードリーダーの申込みをお願いします。

※ 当文書については令和4年7月3日時点においてアカウント登録を行っていない医療機関・薬局の皆様へ送付しております。既にアカウント登録を了している医療機関・薬局の皆様は改めてのアカウント登録は不要ですのでご容赦願います。

※ 8月中旬以降、義務化の内容や補助金の詳細等を踏まえた説明会等を実施予定であり、ご登録いただいたメールアドレスに詳細情報をお送りさせていただきます。

▶アカウント登録方法の詳細は裏面をご確認ください

本件に関して、ご不明な点がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでご連絡ください。

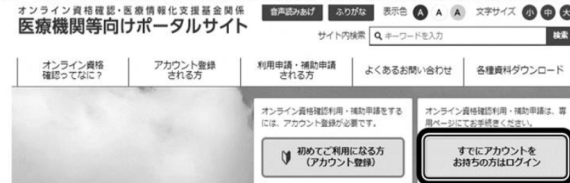
☎: 0800-0804583 (通話無料) 月曜日～金曜日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

「医療機関等向けポータルサイト」アカウント登録方法

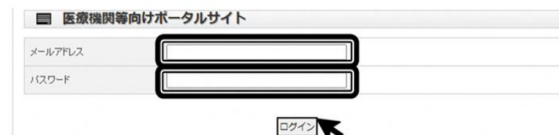
こちらのQRコードからアカウント登録の手続きができます

① 検索サイト等で「医療機関ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取ってください。

② 医療機関等向けポータルサイトを、画面上部の右側の「すでにアカウントをお持ちの方はログイン」をクリックしてください。



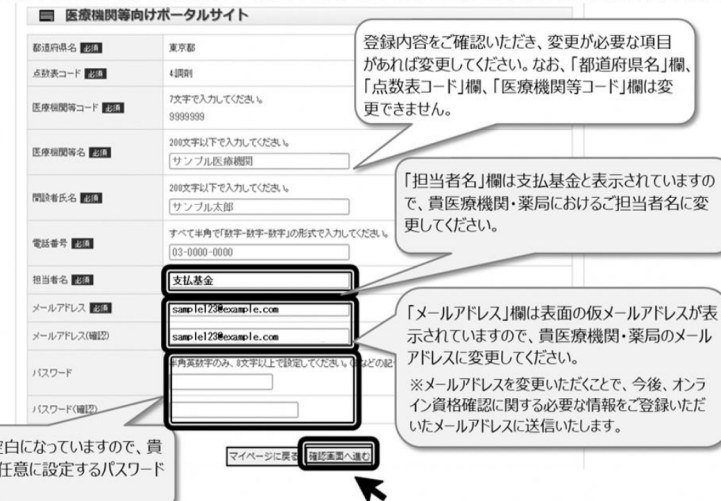
③ 表面記載の仮メールアドレス・仮パスワードを、それぞれ「メールアドレス・パスワード欄」に入力し、「ログイン」をクリックしてください。



④ ログイン後、「アカウント情報編集」をクリックしてください。



⑤ 現在登録されている貴医療機関・薬局の情報について、次のとおり変更・確認をして、「確認画面に進む」をクリックしてください。



⑥ 変更内容が反映されているかご確認いただき、「上記の内容に同意して確定する」をクリックしてください。以上で完了です。

アカウント登録後は、顔認証付きカードリーダーの申込みを！

- 「医療機関等向けポータルサイト」より、ご希望の顔認証付きカードリーダーを選定いただき、お申し込みいただけます。



ポータルサイトにログイン

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

音声読みあげ ぶりがない 表示色 A A A 文字サイズ 小 中 大

サイト内検索 Q キーワードを入力 検索

オンライン資格確認ってなに? アカウント登録される方 利用申請・補助申請される方 よくあるお問い合わせ 各種資料ダウンロード

オンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。
初めてご利用になる方 (アカウント登録)

オンライン資格確認利用・補助申請は、専用ページにてお手続きください。
すでにアカウントをお持ちの方はログイン

重要なお知らせ

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

医療機関等向けポータルサイト

メールアドレス

パスワード

ログイン

仮登録メールを送信する

①メールアドレスを入力いただき、「仮登録メールを送信する」ボタンを押して (入力いただいたメールアドレスはログイン時に使用します。)

②入力いただいたメールアドレスに「アカウント登録用URLを記載したメール」そのメールのURLをクリックしてアカウント登録手続きを進めてください。

※ドメイン (@より後ろ) 指定受信などの設定をされている場合は、ドメイン「shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp」を許可するように設定してください。

●入力誤りによるエラーにご留意ください●

小文字の「エル (l)」と数字の「イチ (1)」 (数字の「イチ」は縦線の下上に装飾があります。小文字の「オー (o)」と数字の「ゼロ (0)」 (数字の「ゼロ」の方が縦に長くなっております。

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

顔認証付きカードリーダーとシステム事業者への申込みについて

- 原則義務化に向けて、申し込み後できるだけ速やかにお届けできるよう、**顔認証付きカードリーダーを事前生産**します。
- 全体として必要な台数を確保しており、各メーカーの事前生産台数は以下のとおりです。
ご希望のメーカーのカードリーダーを入手できるよう、速やかに申込をお願いします。
(各社の出荷可能台数は、医療機関等向けポータルサイトに掲載し、適宜更新します)
- 院内システムの改修を行うシステム事業者についても、今後、申込期限を医療機関向けポータルサイトに公開予定です。

					
	富士通Japan 株式会社	パナソニックコネクト 株式会社	株式会社アルメックス	キャンマーケティング ジャパン株式会社	アトラス情報サービス 株式会社
合計	6,500	-	13,000	11,500	800
申込締切	2022/11/30	-	2022/11/30	2022/11/30	2022/10/30

2022/10/03時点

何をしなければならないか②

項 目		適 用		Webサイト	備 考
医療機関等 ポータル サイト	顔認証リーダー申込み				
	ポータルサイト登録	登録した メールアドレス			
		パスワード			
		オンライン資格確認 利用申請			
	共通証明書申込み				
資格確認 端末 (PC)	オンライン資格確認 システム	ユーザID			
		パスワード			

医療機関で準備していただくもの

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト

[ログアウト](#)

あなたの情報

[アカウント情報編集](#)

入力すると、以下のURLに医療機関名が公開されます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html
(マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関)

利用申請・補助申請

[アカウント登録案内文書再発行申請](#)

[オンライン資格確認関係 保険医療機関届出](#)

[医療機関等向けメール配信設定](#)

[顔認証付きカードリーダー申込](#) [登録内容を確認する](#)

[オンライン資格確認の運用開始日入力](#)

[配信アプリケーション接続確認メール不要の登録](#)

オンライン資格・オンライン請求利用申請

[オンライン請求に関する開始・変更届出](#) [登録内容を確認する](#)

[オンライン資格確認利用開始・変更申請](#) [登録内容を確認する](#) [通知書をダウンロードする](#)

電子証明書発行申請

[電子証明書発行申請](#)

[電子証明書申請状況照会](#)

オン資 運用開始日入力

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

☰ オンライン資格確認の運用開始日入力

- 運用開始の準備が完了もしくは既にオンライン資格確認の運用を開始されている医療機関・薬局の方々におかれましては、本フォームで「運用開始日の入力」（自施設で運用を開始された日もしくは予定日）をお願いいたします。
- 「運用開始日」を入力いただいた施設は、厚生労働省ホームページでマイナンバーカードの健康保険証利用対応医療機関・薬局としてご紹介させていただきます。
- プルダウン項目から日付を選択してください。
※開始日を変更する場合は、本フォームにて変更後の日付を選択してください。
- 運用開始にあたり、確認して頂きたいドキュメントがありますので、必ず保存し、お読みください。

DLはこちら：<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-8.html>

オンライン資格確認の運用開始
日

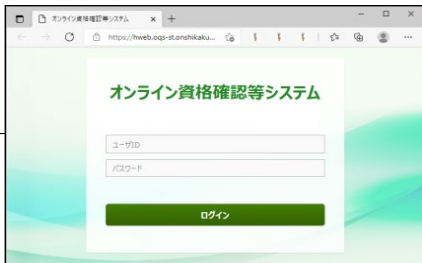
以下のプルダウンから、日付を選択して下さい。

---- ▼ 年 -- ▼ 月 -- ▼ 日

この画面を開いた状態に戻す

確認画面へ進む

何をしなければならないか③

項 目		適 用		Webサイト	備 考
医療機関等 ポータル サイト	顔認証リーダー申込み				
	ポータルサイト登録	登録した メールアドレス			
		パスワード			
	オンライン資格確認 利用申請				
	共通証明書申込み				
	オンライン資格確認 利用開始				ダウンロード期限等メールで案内される
資格確認 端末 (PC)	オンライン資格確認 システム	ユーザID			
		パスワード			

資格確認端末

再掲

1. 顔認証付きカードリーダーとマイナンバーカードで資格確認を行う場合



電子証明書とマスタアカウント

資格確認端末のセットアップ

▶▶ 参照先を記載しています。

以下の順で、**資格確認端末**の接続に必要なソフトウェアをインストールします（複数の端末を使用する場合は、台数分同じ作業を実施してください）。

- 操作 **1** Windows10にユーザアカウントを追加する ▶▶ P.2
- 操作 **2** ブラウザ（Microsoft Edge chromium版）を設定する ▶▶ P.5
- 操作 **3** Windowsの設定を変更する（配信アプリケーション準備等） ▶▶ P.12
- 操作 **4** 顔認証機器利用のための設定をする ▶▶ P.24 ▶▶ 顔認証DLL定義説明書
- 操作 **5** 連携アプリケーションをインストールする ▶▶ P.26 ▶▶ 連携アプリケーション導入手順書
- 操作 **6** 認証局の電子証明書をインストールする ▶▶ P.26 ▶▶ オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザーマニュアル
- 操作 **7** オンライン資格確認等システムに接続する ▶▶ P.29
- 操作 **8** アカウントを作成する ▶▶ P.32 ▶▶ 管理者編 2章
- 操作 **9** 文字コード、特健情報閲覧同意の利用有無を設定する ▶▶ P.33 ▶▶ 管理者編 3章
- 操作 **10** 顔認証機器を設定する ▶▶ P.33 ▶▶ 顔認証機器ベンダーの設定手順書
- 操作 **11** 配信アプリケーションをインストールする ▶▶ P.34
- 操作 **12** 資格確認できるか確認する ▶▶ P.38



オンライン資格確認等システムユーザ設定情報

☆オンライン資格確認等システム利用に関する情報

利用環境	接続検証環境
医療機関等コード	XXXXXXXXXX
医療機関等名	XXXXXXXXXX
ユーザID	H00011888
ユーザ名	マスタアカウント
パスワード	H00011888
パスワード有効期限	2020年12月15日
リセット用ユーザID	H00011888R

※ 重要な情報が記載されていますので、取扱いに注意し大切に保管願います。

※ オンライン資格確認等システムに初回ログイン時、パスワードの変更を行ってください。



ORCA: Online Receipt Computer Advantage

ORCAプロジェクトの現状とこれから

2022年10月





日本医師会のORCA事業について

「日本医師会ORCA管理機構の設立と現状」

日本医師会のORCA（Online Receipt Computer Advantage）事業は、メインコンテンツである「日医標準レセプトソフト（日レセ）」を、医療機関の医療費の計算をする基幹システムとして、患者台帳を管理する共通仕様の基盤として、当時のEBMを目指した礎として、デファクトスタンダードを目指しオープンソースで公開することで始まりました。

日本医師会ORCA管理機構株式会社（ORCAMO）は、これまで公益法人の範疇で行われていたORCA事業を継続し、さらに発展させるために日本医師会が外部に設立した事業体です。このORCA事業の外部化については、政府系ファンドの地域経済活性化支援機構（REVIC）の協力により実現しました。2022年5月にREVICはORCA事業を支えたファンドの役目を終え、現在は、日本医師会を筆頭とする他5社の協力による体制に変わりました。

「日レセ」は先生方の支持を得て着実に普及を続けており、現在約17,000以上の医療機関で利用されています。レセプトコンピュータの市場では国内第2位のシェアを占めており、50を超える電子カルテのレセプト請求にも使われています。

ORCA事業のあゆみ（日レセ関連）

2000年 日医総研の研究事業としてORCAプロジェクト開始
2001年 「日医IT化宣言」
2002年 日医標準レセプトソフト公開
2011年 ユーザー施設数10,000達成
2015年 **日本医師会ORCA管理機構(株)設立**
2016年 「日医IT化宣言2016」
2019年 一部機能有償化
2021年 ユーザー施設数約17,000

ORCAMO株主一覧

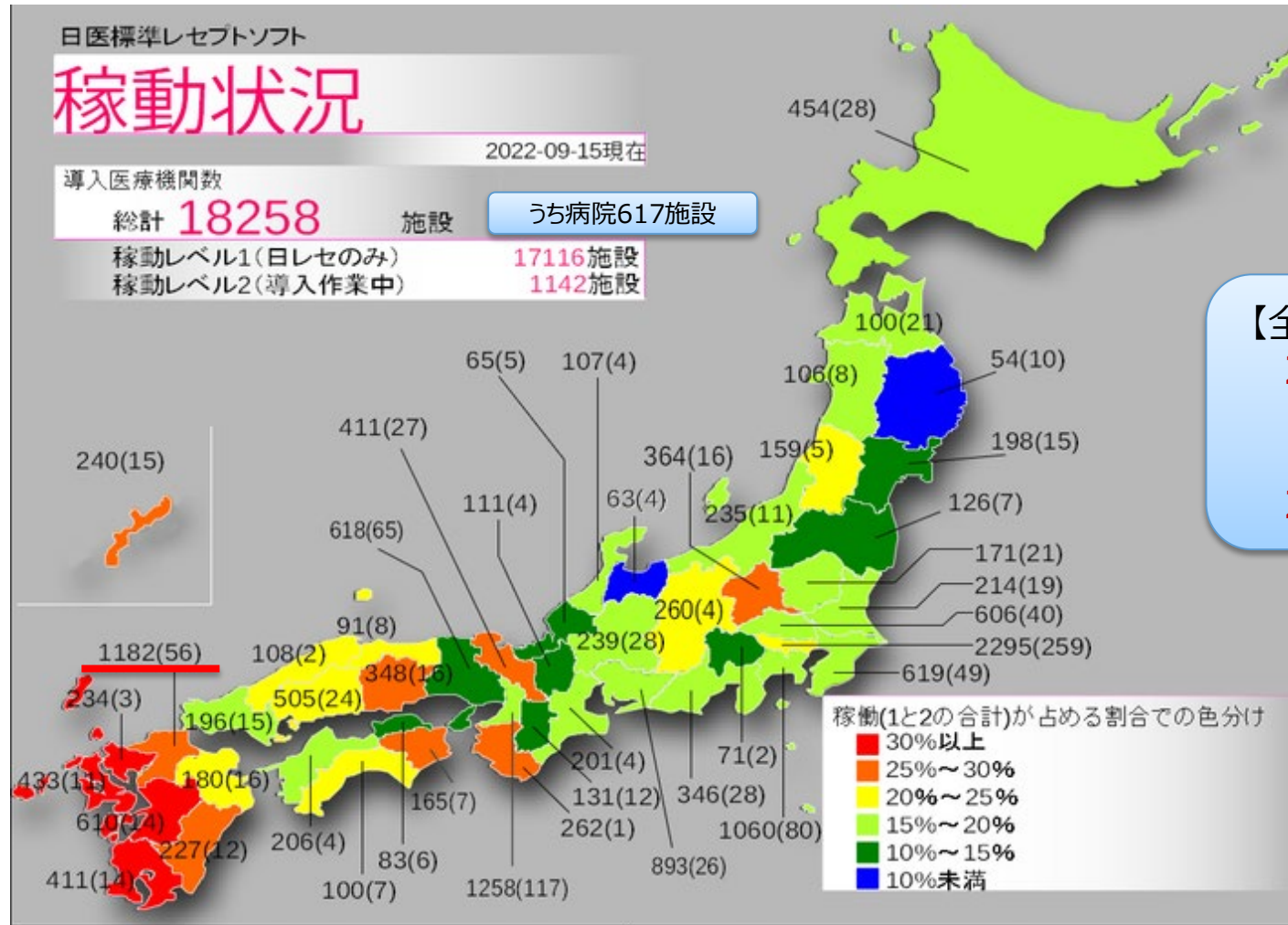
公益社団法人 日本医師会
フューチャーインベストメント株式会社
株式会社ソラスト
H.U.グループホールディングス株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
凸版印刷株式会社



都道府県別日レセ導入状況（2022年9月）

（有床版・クラウド版を含む）

プロジェクト立ち上がりから20年余りを経て、約18,000超のユーザーを獲得（業界シェア2位）

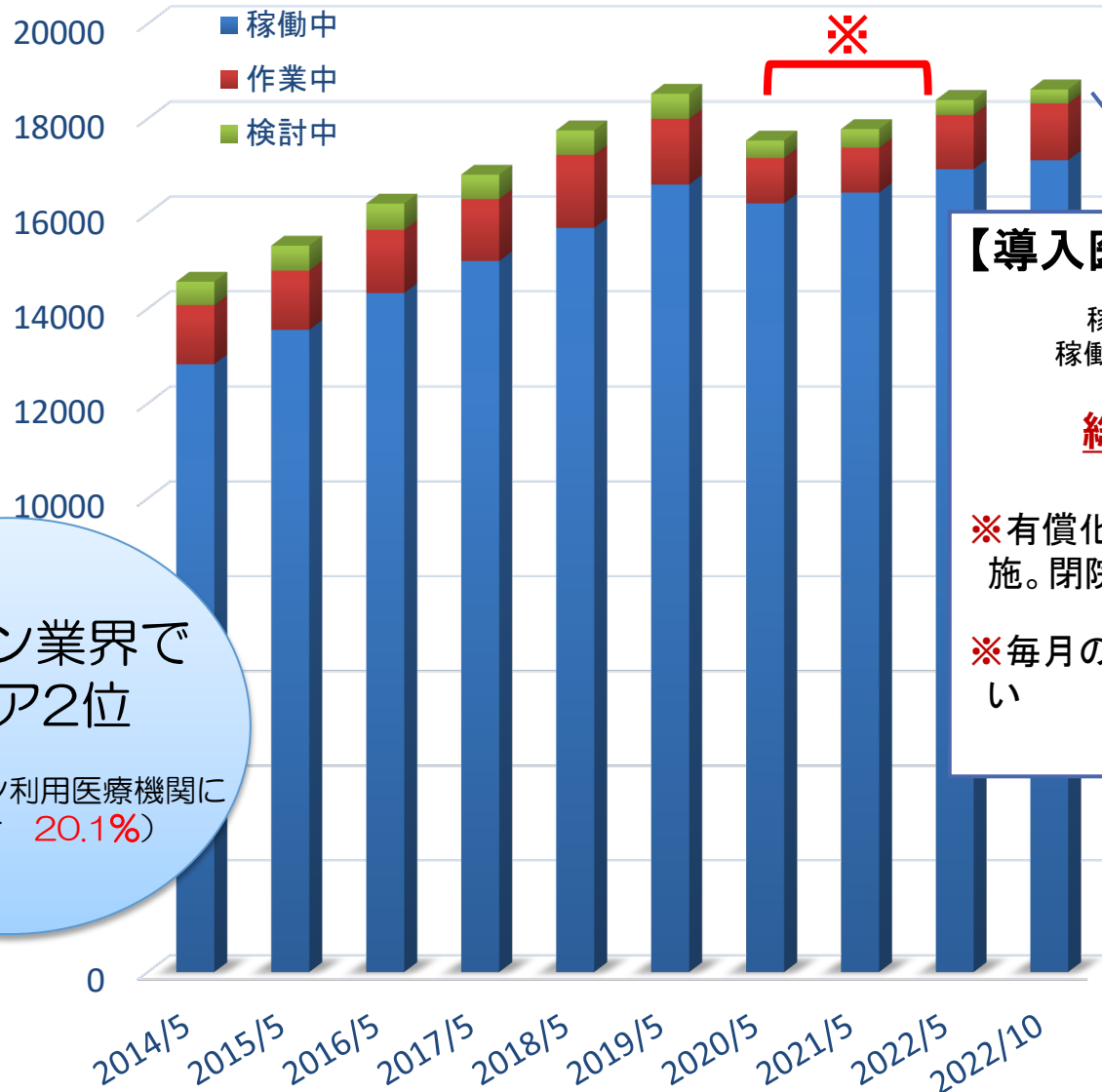


【全国平均】
20.0%

【福岡】
28.9%

日医標準レセプトソフト導入推移（年別）

（有床版含む）



【導入医療機関数】(10月)

稼働レベル1(稼働中) 17,124施設
稼働レベル2(導入作業中) 1,195施設

総計 18,319施設

※有償化のため利用者の精査を実施。閉院等があきらかに

※毎月の純増数に大きな変化はない

レセコン業界で
シェア2位

（全国レセコン利用医療機関に
占める割合 20.1%）



ヘルスケア関連企業各社へのメッセージ

電子カルテ、オンライン診療、医療介護現場のDX...

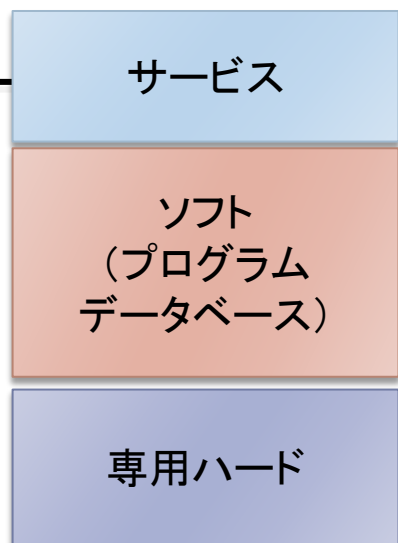
➡ 日本の皆保険下で保険請求の機能はマスト

保険請求処理のエンジンとして ORCA-API をご用意

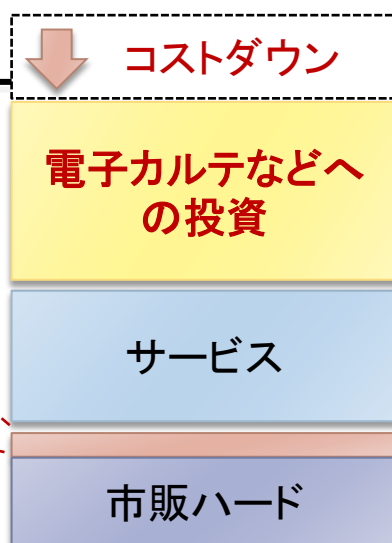
～ORCAを保険請求処理のエンジンとして使う電子カルテは現在40社を超えています～

- 診療報酬改定対応はデスマーチ
 - レセコンは間違いが許されない会計ソフト
 - 職人芸（保険の併用、四捨五入、月途中での保険の異動、医科点数表のアナログさと独特の表現）
 - 都道府県と市町村の数だけある医療費助成制度（地方公費）
 - 診療報酬改定（2年毎 4/1）のデスマーチにすべてのメーカーが取り組んでいる状況は不毛
 - 平時のエンジニアの確保も課題

従来レセコン医療機関



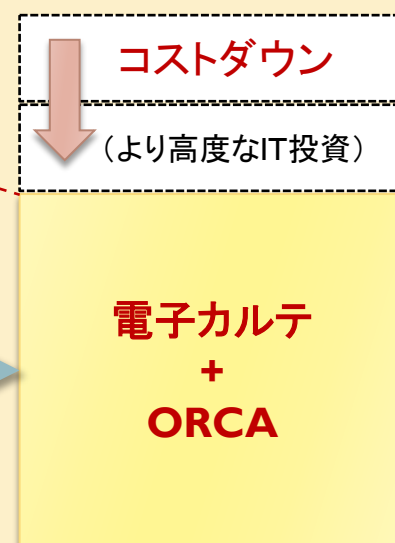
ORCA医療機関



Ist Stage

オープンソース
(無償公開)

ORCA医療機関



従来電子カルテメーカー



ORCA採用電子カルテメーカー



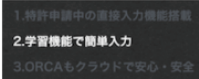
メーカーには無償で提供中
(API協議会入会要)

ORCA 2nd Stage
医療機関のIT化と
コスト削減を
さらに支援
⇒ ORCAはレセ
プトエンジンへ

連携電子カルテ群

<https://www.orcamo.co.jp/products/orca/linkage.html>

- ・無償診療所対応 43件
 - ・有床診療所対応 22件
 - ・病院対応 19件
- (総数51件：重複あり)

無床診療所対応 (43件)	有床診療所対応 (22件)	病院対応 (19件)	
 クリニック向けクラウド型電子カルテ Hi-SEED Cloud クリニック向けクラウド型電子カルテ「Hi-SEED Cloud」 安心安全な電子カルテ。クラウドサーバ監視や障害時のカルテ参照機能に対応。 富士ファイルヘルスケアシステムズ株式会社	 糖尿病専門クリニック向け電子カルテ DMエキスパート 糖尿病専門クリニック向け電子カルテ「DMエキスパート」 糖尿病診療の特殊性に適した機能を搭載！チーム医療を支援します アークレイマーケティング株式会社	 HealthOneクラウド GOOD DESIGN賞受賞。「付帯業務」から医師を解放し、患者との時間確保のために貢献します。 株式会社HealthOne	 クラウド型電子カルテ「CLIUS (クリウス)」 無料トライアルですぐに操作感をお試いただけます。使いやすいと追求した最新の電子カルテ。 株式会社Donuts
 きりんカルテ 無料のクラウド型電子カルテ「きりんカルテ」 ORCA連携電子カルテ導入数No.1！充実したサポートで安心のご導入を。 PHC株式会社	 Dopamet Doctors ドーパーネット・ドクターズ シンプル＆低価格 Mac専用「Dopamet Doctors」 シンプル設計で操作が簡単。Filemakerとの親和性が高く、拡張性の高い電子カルテ。 株式会社エムアイユー	 1. 待診中継中の直接入力機能搭載 2. 学習機能で簡単入力 3. ORCAもクラウドで安心・安全 完全クラウド型電子カルテ Medibase 待診中継中の直接入力機能、学習機能などで、医師の入力手間を50%以上削減。 株式会社メディアベース	 Webby Webby 肉精科専科・多剤・処方チェック連携 精神科病院向け電子カルテ「Webby」 メディカルウイズ株式会社
 電子カルテ REMORA REMORA 関連機能が豊富で、多くの診療科で使用できる電子カルテ「REMORA」 株式会社フライングデックス	 いしだの電子カルテ いしだの電子カルテ 医療現場で開発した診療所向けオールインワンカルテ いしだ株式会社	 Bizひかりクラウド Future Clinic 21 ワープ Bizひかりクラウド Future Clinic 21ワープ 患者さんを一瞥に思う日本のドクターに、もっともっと使いやすい電子カルテを 東日本電信電話株式会社	 日本医師会認定 医療情報システム CARTE MICS 医療情報連携システム クラウド型クラウド型 クラウド型クラウド型 クラウド型クラウド型 クラウド型クラウド型 MICS 病院医師及び各コメディカルの様々なニーズにお応え出来る電子カルテ！ 株式会社アイレックス
 電子カルテ導入補助金対象ツール 医療の個性に寄り添う電子カルテ e-処方箋 エムレックス mRec3	 カルテ Man・Go! 電子カルテ for Clinic	 日本製電子カルテ HeartC	 医療情報連携システム Mals Series 医療情報連携システム レセコン入力支援・オーダーリント・電子カルテ



日レセの開発ならびにリリースの方針について

【要旨】

日医標準レセプトソフトは、**オンプレミスの商用版、クラウド版、次世代のWebORCA版**の3種があり、今後の方針として以下のようにWebORCA版に統一する方向で進める。

(算定ロジックのソースコードについては3種ともほぼ同一)

- ◆商用版・・・次回診療報酬改定（できれば2022年度中）までにWebORCAのオンプレミス版をリリースし、クラウドもオンプレミスもWebORCAのスキームで統一、メンテナンスコストを削減する
- ◆クラウド版（Ginbee）・・・約1500の既存ユーザを次回診療報酬改定までにWebORCA版に移行、メンテナンスならびに回線コストを削減し、現行DCならびに複雑な構成による不安定さを解消する。ユーザの移行にはORCAベンダの協力が不可欠であるので2022年度において協力ORCAベンダを対象とした移行促進策を実施
- ◆WebORCA版・・・安定性、速度などに優れたこの次世代に今後は統一し、APIの拡充により電子カルテメーカーへの働きかけを強める。商用版とWebORCA版の切替が容易となるよう開発をすすめていく。大規模なネットワーク障害の際にも対応できるよう検討する

たゆまぬ進化

- 信頼と安心は損なわず
- 画面や操作感はそのままに
- 大幅に動作速度を改善し
- Web技術を取り込んで
- デバイスやOSを選ばず
- 院内型※でもクラウド型でも
- 大規模災害にもより強く※

※2022～2023年度対応予定

日医標準レセプトソフト
2021年
次世代ORCA (WebORCA)
リリース!!

WebORCA

日本医師会による開発と長い歴史(20年間)で培われた信頼と安心感。次世代のORCAはクラウドでも院内(オンプレミス)でも安定した利用が可能なシステムへ進化。画面や操作感はそのままだにネイティブなWebアプリと同様の動作スピードを実現しています。

授与されて20年、
レセコンシェア第2位

法改正や新しい
プログラムを常に供給

全国の地方公費を
カバー

50種類を超える電子カルテが
請求で利用



日本医師会ORCA管理機構

ORCAプロジェクトは、第2のステージへ。



これからもよろしくお願い申し上げます

<http://orca.med.or.jp/>
<http://www.orcamo.co.jp/>